

# 目 次

## 総会次第

## 議 案

議案第 1 号	平成 18 年度事業実績報告について	1
議案第 2 号	平成 18 年度決算報告について	2
議案第 3 号	規約運営要領改正について	4
議案第 4 号	平成 19 年度事業計画について	5
議案第 5 号	平成 19 年度予算について	6
議案第 6 号	平成 20 年度役員を選出について	7
議案第 7 号	平成 20 年度総会開催地について	8

## 資 料

規 約	9
構 成 員	1 3

# 総会次第

## 1. 開 会

## 2. 開会挨拶

## 3. 議 事

議案第1号 平成18年度事業実績報告について

議案第2号 平成18年度決算報告について

議案第3号 規約運営要領改正について

議案第4号 平成19年度事業計画について

議案第5号 平成19年度予算について

議案第6号 平成20年度役員を選出について

議案第7号 平成20年度総会開催地について

## 4. 閉 会

# 議 案

# 議案第1号 平成18年度事業実績報告について

## 1 平成18年度 近畿地方都市美協議会総会の開催

日 程 平成18年9月28日(木)  
会 場 福井県鯖江市 サバエ・シティーホテル「つつじの間」  
出席者数 会員43団体・協力会員9団体 計72名  
議 事 (1) 平成17年度事業実績報告について  
(2) 平成17年度決算報告について  
(3) 平成18年度事業計画について  
(4) 平成18年度予算について  
(5) 平成19年度役員の選出について  
(6) 平成19年度総会開催地について

## 2 平成18年度 都市景観研修会の開催

日 程 平成18年9月28日(木)  
会 場 福井県鯖江市 サバエ・シティーホテル「つつじの間」  
参加者数 73名  
(1) 特別講演 「景観とまちづくり」  
講師 福井大学工学部建築建設工学科教授 野嶋 慎二氏  
(2) 景観研修セミナー  
① 報告 「これからの景観行政 ～景観法の活用について～」  
講師 国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室  
景観企画係長 山本 慎一郎氏  
② 事例発表 I : 「アーバンコンプレックス」 ……福井県福井市  
～福井らしさを実感できる景観形成を目指して～  
II : 「『時の流れを味わうまち』づくり ……福井県大野市  
～大野らしい景観づくりの取り組みについて～

## 3 平成18年度 現地研修会の開催

日 程 平成18年9月29日(金)  
参加者数 46名  
内 容 ①鯖江市景観づくり推進地区・河和田中道地区視察  
～「まちづくり交付金事業」整備箇所も踏まえて～  
②うるしの里会館(越前漆器伝統産業会館)見学  
～福井豪雨災害被災状況報告と越前漆器沈金体験～

## 4 協議会研究会の開催状況

日 程 平成18年度(8月、11月、3月)  
会 場 近畿地方整備局

## 5 都市景観研修会講演録の配布・ホームページ化、研究会成果冊子の配布

## 議案第2号 平成18年度決算報告について

収入額 1,615,208円  
 支出額 908,897円  
 差引残額 706,311円 (次年度繰越)

### 《収入の部》

(単位：円)

予算科目	予算額	決算額	内 訳
会 費	1,010,000	1,010,000	会 費 $10,000 \times 7 \text{ 団体} = 710,000$ 協力会員会費 $50,000 \times 1 \text{ 団体} = 50,000$ $30,000 \times 7 \text{ 団体} = 210,000$ $10,000 \times 4 \text{ 団体} = 40,000$
参加者負担金	120,000	114,000	負担金 $3,000 \times 38 \text{ 人} = 114,000$
雑 入	845	53	利息
前年度繰越金	491,155	491,155	
合 計	1,622,000	1,615,208	

### 《支出の部》

(単位：円)

予算科目	予算額	決算額	内 訳
事 務 費	372,000	147,421	総会資料印刷及び郵送代 等
会 議 費	1,000,000	558,376	会場使用料及び講師謝礼 等
事 業 費	250,000	203,100	現地研修会費用 等
合 計	1,622,000	908,897	

(収入合計) 1,615,208円 - (支出合計) 908,897円  
 = (差引計) 706,311円は、次年度へ繰り越します。

# 議案第3号 規約運営要領改正について

近畿地方都市美協議会規約運営要領を次のとおり改正する。

## 近畿地方都市美協議会規約運営要領

平成10年 7月8日 制定  
平成19年10月4日 改正

### 第6条（役員を選出）関係

- 1 開催地については、次の府県の順で当該府県の市町村から選出し、選出にあたっては、当該府県の協力会員と近畿地方整備局により調整を行う。  
兵庫県→福井県→大阪府→滋賀県→奈良県→京都府→和歌山県
- 2 会長は、開催地の首長をもってあてる。
- 3 会長は、あらかじめ監事を2年、その後副会長を1年務めることとする。  
ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。
- 4 次年度の役員は、総会において選出する。

### 第7条（役員任期）関係

役員任期は、当該年度の4月1日から始まり、翌年の3月31日までとする。

### 第10条（幹事会）関係

幹事会は、幹事その他、役員をもって構成する。ただし、必要に応じて、近畿地方整備局及び各府県協力会員の出席を求めることができる。

# 議案第4号 平成19年度事業計画について

- 1 平成19年度 近畿地方都市美協議会総会の開催
- 2 平成19年度 都市景観研修会の開催
- 3 平成19年度 現地研修会の開催
- 4 その他 都市景観研修会講演録のホームページ化
- 5 研究会活動の報告

# 議案第5号 平成19年度予算について

《収入の部》

(単位：円)

予算科目	予算額	内 訳
会 費	990,000	会 費 $10,000 \times 69 \text{ 団体} = 690,000$ 協力会費 $10,000 \times 4 \text{ 団体} = 40,000$ $30,000 \times 7 \text{ 団体} = 210,000$ $50,000 \times 1 \text{ 団体} = 50,000$
参加者 負担金	120,000	負担金 $3,000 \times 40 \text{ 人} = 120,000$
雑 入	689	利 息
前年度繰越	706,311	
合 計	1,817,000	

《支出の部》

(単位：円)

予算科目	予算額	内 訳
事 務 費	400,000	総会資料印刷 等
会 議 費	1,000,000	会場使用料 等
事 業 費	417,000	現地研修会 等
合 計	1,817,000	



# 議案第6号 平成20年度役員を選出について

会長 彦根市長（滋賀県）

副会長 奈良市長（奈良県）

監事 福知山市長（京都府）

監事 橋本市長（和歌山県）

# 議案第7号 平成20年度総会開催地について

平成20年度近畿地方都市美協議会総会開催都市

滋賀県 彦根市

# 資 料

# 近畿地方都市美協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、近畿地方都市美協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、個性豊かな魅力ある都市景観の創造を図るため、関係各市町村が相互に交流を深め、もって職員の研鑽及び施策の推進に資することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 情報の交換
- (2) 景観形成に関する研究
- (3) その他、前条の目的達成に必要な事業

(構 成)

第4条 本会は、近畿地方の「都市景観形成モデル都市」・「うるおい・緑・景観モデル市町村」の指定を受けた市町村のほか、都市景観行政の推進に積極的に取り組んでいる市町村（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 本会の趣旨に賛同する市町村については、随時、本会の会員となることができる。
- 3 近畿地方整備局、各府県及び政令指定都市は、協力会員として参加し、指導、助言等を行う。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出し、任期による持ち回り制とする。

(役員の任期)

第7条 役員は、任期は、1年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その運営を総理し、議会を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(総 会)

第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は会長が召集し、会長は議長となる。
- 3 議事は出席者の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 4 総会は、次の事項を議決し、又は承認する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員を選任
- (5) 本会の目的を達成させるための重要事項。

5 総会の事務は、総会の開催都市になった市町村が行う。

(幹事会)

第10条 本会の円滑な運営を確保するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、会長の求めにより開催するものとし、次の事項について協議する。

- (1) 総会の立案に関し必要な事項
- (2) 本会の活動に関し必要な事項
- (3) その他必要な事項

3 幹事会は、各府県毎に選出された幹事により構成する。

(幹事)

第11条 幹事は、各府県毎に1名選出するものとし、それぞれの府県における会員の互選により選出する。

2 幹事の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 第5条に規定する役員は、幹事を兼ねることができる。

(研究会)

第12条 本会に研究会を置くことができる。

2 研究会は、会長の求めにより開催するものとし、次の事項について検討を行う。

- (1) 都市景観に係る施策及び課題等
- (2) その他必要な事項

3 研究会は、会長が指名した委員により構成する。

4 委員の任期は、指名された年度内とし、再任を妨げない。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、次の資金をもってこれにあてる。

- (1) 会員の会費
- (2) 協力会員である府県及び政令指定都市の協力会費
- (3) その他の収入

2 会員の会費の額並びに協力会員である府県及び政令指定都市の協力会費の額は、次のとおりとする。

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| (1) 会員             | 年額1万円 |
| (2) 協力会員である近畿地方整備局 | 年額5万円 |
| (3) 協力会員である府県      | 年額3万円 |
| (4) 協力会員である政令指定都市  | 年額1万円 |

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 本会の運営に係る事務を円滑に遂行するため、事務局を設置する。

2 事務局は、会長に選任された市町村に置く。

(補 則)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成3年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定については、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成15年10月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年11月9日から施行する。

# 近畿地方都市美協議会規約運営要領

平成10年7月8日 制定

## 第6条（役員を選出）関係

- 1 開催地については、次の府県の順で当該府県の市町村から選出し、選出にあたっては、当該府県の協力会員と近畿地方整備局により調整を行う。  
兵庫県→福井県→大阪府→滋賀県→奈良県→京都府→和歌山県
- 2 会長は、開催地の首長をもってあてる。
- 3 会長は、あらかじめ監事を2年、その後副会長を1年務めることとする。
- 4 次年度の役員は、総会において選出する。

## 第7条（役員任期）関係

役員任期は、当該年度の4月1日から始まり、翌年の3月31日までとする。

## 第10条（幹事会）関係

幹事会は、幹事その他、役員をもって構成する。ただし、必要に応じて、近畿地方整備局及び各府県協力会員の出席を求めることができる。

